

日南病院入職支度金制度について(抜粋)

第2条 支度金を貸与することができる者

看護師、薬剤師、臨床検査技師、介護福祉士

第3条 支度金の貸与を受けることができる者は、日南町病院事業就業規程(平成17年病院管理規程第1号。以下「就業規程」という。)第2条第1項の適用を受ける者として病院への就職が内定している者であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 就業規程第36条に規定する定年退職の日までに病院での勤務期間が15年以上見込めない者
- (2) 過去に本規程及び日南町における他の支度金の貸与を受けたことがある者
- (3) 過去に日南病院職員資格取得資金貸与規程(平成17年病院管理規程第16号)に規定する資格取得資金の貸与を受けたことがある者
- (4) 過去に病院の職員として勤務したことがある者
- (5) 鳥取県西部圏域の医療機関から転職者でないこと

第4条 支度金の額は、1,000,000円とし無利子で貸与するものとする

第9条 返還の免除

2 返還債務の免除の額は、前項第1号の場合、その従事期間が3年以上4年未満の場合は60万円、4年以上5年未満の場合は80万円、5年以上の場合は100万円とする。

また、前項第2号前段及び第3号の場合は全額を、第2号後段の場合は心身の故障と業務との関連性の程度や他の免除額との均衡を考慮して管理者が決定する。

その他

※紹介会社から斡旋された者は、この制度の対象外となります。

※支度金制度については、事前にお電話等で必ずご確認ください